

基準値一覽

(平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号)

番号	項目名	基準値	定量下限値 (注 2)検査方法)	番号	項目名	基準値	定量下限値 (注 2)検査方法)
1	一般細菌	100CFU/mL 以下	0CFU/mL (別表第 1)	27	(注 1) 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	0.01mg/L (別表第 15)
2	大腸菌	検出されないこと	***** (別表第 2)	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	0.002mg/L (別表第 17)
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.003mg/L 以下	0.00015mg/L (別表第 6)	29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第 15)
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 0.0005mg/L 以下	0.00005mg/L (別表第 7)	30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第 15)
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 0.01mg/L 以下	0.0005mg/L (別表第 6)	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	0.004mg/L (別表第 19)
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 0.01mg/L 以下	0.0005mg/L (別表第 6)	32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 1.0mg/L 以下	0.002mg/L (別表第 6)
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 0.01mg/L 以下	0.0005mg/L (別表第 6)	33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/L 以下	0.005mg/L (別表第 6)
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 0.02mg/L 以下	0.002mg/L (別表第 6)	34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.3mg/L 以下	0.02mg/L (別表第 6)
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	0.004mg/L (別表第 13)	35	銅及びその化合物	銅の量に関して、 1.0mg/L 以下	0.002mg/L (別表第 6)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、 0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第 12)	36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 200mg/L 以下	0.5mg/L (別表第 6)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	0.1mg/L (別表第 13)	37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.05mg/L 以下	0.001mg/L (別表第 6)
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、 0.8mg/L 以下	0.05mg/L (別表第 13)	38	塩化物イオン	200mg/L 以下	0.2mg/L (別表第 13)
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 1.0mg/L 以下	0.01mg/L (別表第 6)	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	2.0mg/L (別表第 6)
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第 15)	40	蒸発残留物	500mg/L 以下	10mg/L (別表第 23)
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	0.003mg/L (別表第 15)	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	0.02mg/L (別表第 24)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	0.0004mg/L (別表第 15)	42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	0.000001mg/L (別表第 25)
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第 15)	43	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/L 以下	0.000001mg/L (別表第 25)
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第 15)	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	0.002mg/L (別表第 28 の 2)
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第 15)	45	フェノール類	フェノールの量に関して、 0.005mg/L 以下	0.0005mg/L (別表第 29)
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第 15)	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下	0.2mg/L (別表第 30)
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	0.06mg/L (別表第 13)	47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	***** (別表第 31)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	0.002mg/L (別表第 17)	48	味	異常でないこと	***** (別表第 33)
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第 15)	49	臭気	異常でないこと	***** (別表第 34)
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	0.002mg/L (別表第 17)	50	色度	5 度以下	0.5 度 (別表第 36)
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第 15)	51	濁度	2 度以下	0.1 度 (別表第 41)
26	臭素酸	0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第 18)	*	*****	*****	*****

注 1: 総トリハロメタンとはクロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、ブロモホルムの各濃度の総和

注 2: 検査方法の別表とは、『平成 15 年厚生労働省告示第 261 号』に対応したものと